

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: center;">JAS 0567 : 20XX</p> <p style="text-align: center;">炭酸飲料 Carbonated beverage</p> <p>1 適用範囲 この規格は、<u>炭酸飲料の品質について規定する。</u></p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。 CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格 JAS 1075 果実飲料</p> <p>3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>3.1 炭酸飲料 次に掲げる液体飲料（JAS 1075に規定する果実飲料を除く。） a) 水に二酸化炭素を圧入したもの b) a)に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの</p> <p>3.2 フレーバリング 炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるもの a) 香料 b) 果汁又は果実ピューレー c) 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 d) 乳又は乳製品</p>	<p style="text-align: center;"><u>炭酸飲料の日本農林規格</u></p> <p style="text-align: center;">(適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、<u>炭酸飲料に適用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 975 2130 1307"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">炭 酸 飲 料</td> <td>次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フ レ ー バ リ ン グ</td> <td>炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	炭 酸 飲 料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1 に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの	フ レ ー バ リ ン グ	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品
用 語	定 義						
炭 酸 飲 料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1075 号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1 に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの						
フ レ ー バ リ ン グ	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品						

4 品質

炭酸飲料の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表1-炭酸飲料の品質基準

区分	基準
性状	<p>次による。</p> <p>a) 色が良好であること。</p> <p>b) 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。</p> <p>c) フレーバリング以外に起因する混濁及び沈殿がないこと。</p> <p>d) 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、<u>微細な気泡が持続的に出ること。</u></p>
ガス内圧力	<p>箇条5によって試験したとき、次による。</p> <p>a) <u>3.1 a)にあつては、0.29 MPa 以上。</u></p> <p>b) <u>3.1 b)にあつては、次による。</u></p> <p>1) <u>果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたものにあつては、0.07 MPa 以上。</u></p> <p>2) <u>1)以外にあつては、0.10 MPa 以上。</u></p>
原材料	<p>次による。</p> <p>a) <u>使用する水は、遊離塩素を除去したものであること。</u></p> <p>b) <u>使用する砂糖の灰分は、電導度測定法によって測定したとき、無水物換算で0.03%以下。</u></p> <p>c) <u>使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法によって測定したとき、無水物換算で0.015%以下。</u></p>
添加物	<p>次による。</p> <p>a) <u>使用する二酸化炭素の純度は、体積分率99.95%以上。</u></p> <p>b) <u>CODEX STAN 192 3.2の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。</u></p> <p>c) <u>使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。</u></p> <p>d) <u>b)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>1) <u>インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。</u></p> <p>2) <u>冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。</u></p> <p>3) <u>店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。</u></p> <p>4) <u>製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当</u></p>

(規格)

第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
性 状	<p>1 色が良好であること。</p> <p>2 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。</p> <p>3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈殿がないこと。</p> <p>4 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、<u>微細な気泡が持続的に出ること。</u></p>
ガ ス 内 圧 力	別表に適合するものであること。
(新設)	(新設)
添 加 物	<p>(新設)</p> <p>1 <u>国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006)3.2の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。</u></p> <p>2 <u>使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。</u></p> <p>3 <u>1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法</u></p> <p>(2) <u>冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法</u></p> <p>(3) <u>店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法</u></p> <p>(4) <u>製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該</u></p>

	該一般消費者に伝達する方法。
内容量	表示量に適合しているものであること。

(削る)

5 試験方法

ガス内圧力は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値をMPaで表す。

(削る)

	一般消費者に伝達する方法
内 容 量	表示量に適合しているものであること。

- 2 原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならない。
- 3 使用する二酸化炭素の純度は、99.95%（容容）以上でなければならない。
- 4 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.03%（無水物換算）以下でなければならない。
- 5 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.015%（無水物換算）以下でなければならない。

(測定方法)

第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値をMPaで表わすものとする。

別表（第3条関係）

区 分		ガ ス 内 圧 力
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの		<u>0.29MPa以上であること。</u>
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) <u>果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたもの</u>	<u>0.07MPa以上であること。</u>
	(2) <u>(1)以外のもの</u>	<u>0.10MPa以上であること。</u>